

「多賀城市庁舎における自動販売機設置事業」

募集要項

令和5年10月

多賀城市企画経営部財政課

自動販売機設置事業者募集要項

1 趣旨

多賀城市では、来庁者へのサービス向上や職員の福利厚生、災害発生時の支援体制の強化を図るため、市庁舎内に自動販売機を設置することとしている。

この募集要項は、自動販売機設置運用についての設置事業者を公募し、選定するために必要な事項を定めるものである。

2 募集事項

(1) 業務内容

業務の内容は、次のアからエまでのとおりとし、詳細については、別紙「多賀城市庁舎における自動販売機設置事業仕様書」に定めるとおりとする。

- ア 飲料等自動販売機の設置及び運営
- イ 災害発生時における飲料水等の無償提供支援
- ウ 例月営業状況等報告業務
- エ その他必要と思われる業務のうち、協議の上決定した業務

(2) 設置期間

設置日（令和5年12月1日以降の日）から令和8年3月31日まで
（設置日については、設置者と別途協議により決定することとする。）

(3) その他

ア 開庁日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く平日
（開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで）

イ 利用対象者

来庁者及び職員

ウ 設置場所別の販売実績等

令和4年度における年間販売実績数

ブロック名	自動販売機の設置数	年間販売実績数	備考
Aブロック	1台	5,582杯	西庁舎1階
Bブロック	2台	4,692本	西庁舎6階
Cブロック	1台	—	北庁舎2階、新規設置
Dブロック	1台	—	北庁舎4階、新規設置

3 設置機種の種類

(1) 災害対応型自動販売機（飲料用自動販売機のみ）

災害発生時等の電気が供給されない状況であっても、内蔵バッテリー又は非常用電源により飲料水等の無償提供支援が可能な機種であること。

(2) ユニバーサルデザイン

誰もが使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(3) 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機やノンフロン対応機など、環境に配慮した自動販売機とすること。

(4) その他

自動販売機は、飲料用自動販売機に加えて食品及び物品自動販売機も可とするが、各品目販売に必要な許認可等の免許を有していること。

4 設置協定の締結

別紙「自動販売機設置に関する協定書」に基づき、次の事項に関する協定の締結を行うものとする。

(1) 行政財産の使用許可

設置期間の年度ごとに地方自治法第（昭和22年法律第67号）238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可を得ることとし、それに伴う使用料も納入すること。

(2) 費用負担

次のアからウまでに掲げる費用等は、設置事業者の負担とする。

ア 設置・運営費等

自動販売機設置・運営及び原状回復に係る一切の費用は、全て設置事業者の負担とする。

イ 行政財産使用料

多賀城市財産条例（昭和47年条例第8号）第3条の規定に基づき市で算定し、年度ごとに本市より請求する。

また、設置面積には、自動販売機、回収箱、転倒防止板等を含むものとする。

【参考】

A・Bブロックの設置箇所1²m²当たりの使用料(年額)…約15,000円

C・Dブロックの設置箇所1²m²当たりの使用料(年額)…約23,000円

ウ 電気等実費徴収金

自動販売機の設置・運営に伴う電気及び水道使用料実費徴収金は、設置事業者の負担とし、月ごとに本市から請求する。

(3) ロケーションマージン

行政財産の使用許可を得ている設置期間の年度ごとに、売上代金の一部を、市が指定する方法により納入すること。

なお、ロケーションマージンは金銭によることを原則とする。

(4) 災害時における飲料水等の供給

本市に地震その他の災害により重大な被害が発生し、災害対策本部が設置された場合において、災害対応型自動販売機を用いて飲料水等の無償提供を行うこと。

5 申込者の資格要件等

次の要件を全て満たす場合に限り、申込みをすることができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (4) 多賀城市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1項第2号から同条第4号までに該当しない者であること。
- (5) 来庁者への行政サービスの一環であることを理解し、良質な商品を適正な価格で提供すること。
- (6) 宮城県内に本社又は支社又は営業所等を有する法人であり、かつ、事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有することとし、自動販売機の設置業務について実績があること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を

有していること。

6 申込み方法

(1) 申込み受付期間及び時間

ア 期間 令和5年10月10日（火）から同月27日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 受付場所

多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階
企画経営部財政課管財契約係

(3) 申込書類及び申込み方法

次のアからキまでに掲げる申込書類を直接持参すること。

（郵送、電話、FAX、メール等による受付は行わない。）

ア 申込書兼誓約書（様式1） 1部

イ 代表者印鑑証明書 1部（発行日から1か月以内のもの）

ウ 履歴事項全部証明書 1部（発行日から1か月以内のもの）

エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 各1部

※ 「直近1年分」でかつ申込前1か月以内に発行されたものであること（支店等が自動販売機を設置する場合の地方税に関する証明書は、下記のとおり本店及び支店の両方について証明書が必要となる。）。

（ア） 本社の所在地である都道府県及び市町村

（イ） 支店等が設置する場合は、支店等の所在地である都道府県及び市町村

オ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式2） 1部

カ 企画提案書（様式3） 1部

キ その他説明資料（パンフレット等） 1部

※ 申込み状況によっては、複数のブロックの設置を認める場合もあることから、設置を希望するブロックが複数の場合は、優先順位を付けて申請すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

ア 期間 令和5年10月10日（火）から10月18日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 受付場所

多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

企画経営部財政課管財契約係

(3) 提出方法

質問がある場合は、質問回答書（様式4）を持参、又は E-mail で提出すること。

（郵送、電話及びFAXによる受付は行わない）

E-mail : kanzai@city.tagajo.miyagi.jp

(4) 回答方法

質問があった場合のみ、回答を令和5年10月20日（金）に市ホームページにて公表する。

市ホームページアドレス : <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

8 申込みの無効

申込書類及び企画提案内容が次のいずれかに該当する場合

- (1) 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
- (2) 企画提案書の内容が、本件募集要項に定める要件に適合しないもの
- (3) 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
- (4) 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

9 選定方法及び結果の公表について

(1) 選定方法

各ブロックにおいてロケーションマージンの最も高い者を設置事業者として決定する。

なお、提示されたロケーションマージンが同じであった場合は、別途本市が指定する日に、ロケーションマージンが同じであった者たちによるくじ引きを実施し、設置事業者を決定する。

(2) 結果の公表

設置事業者の選定結果については本市のホームページで公表する。

また、選定結果は、申請締切り後、令和5年11月10日（金）まで申込事業者

全員に書面にて通知する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出等に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された一切の書類は、返却しない。
- (3) 提出期限以降における申込みに必要な一切の書類の追加、差替え及び再提出は認めない。

11 問合せ先

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所2階

多賀城市企画経営部財政課管財契約係

電 話 022-368-1141 (内線243)

FAX 022-368-2369

E-mail kanzai@city.tagajo.miyagi.jp